## きょうと食育ネットワーク規約 の一部改正について

## <改正内容>

第22条中「京都府食の安心・安全プロジェクト」を「京都府農林水産部食の安心・安全推進課」に改める。

附則

この規約は、平成20年6月6日から施行する

## <改正理由>

京都府の組織改正による

## きょうと食育ネットワーク規約 新旧対照表 (案)

| 30T /   |   |
|---|---|
|   | 改正(案)   |
| 第1条~第21条 [略]  | 第1条~第21条 [略]  |
| (事務局)<br>第22条 この会の事務を処理するため、 <u>京都府食</u><br><u>の安心・安全プロジェクト</u> 内に事務局を置く。 | (事務局)<br>第22条 この会の事務を処理するため、 <u>京都府農</u><br>林水産部食の安心・安全推進課内に事務局を置<br>く。 |
| 附 則 この規約は、平成19年6月6日から施行する。  | 附 則 この規約は、平成19年6月6日から施行する。 <u>附 則</u> この規約は、平成20年6月6日から施行する。            |